

令和7年度
包括外部監査結果報告書
【概要版】

交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策
及び事業に係る財務事務の執行について

令和8年3月
青森市包括外部監査人
公認会計士 鳩 健二

包括外部監査の結果及び意見の概要

第1. 監査の結果及び意見の総括

『交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策及び事業に係る財務事務の執行について』に関して、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。

結果、【指摘事項】19件、【意見】38件が検出された。続く「第2. 監査の結果及び意見の概要」にて、個別に指摘事項及び意見の概要を記載する。

【図表 指摘事項及び意見の総括】

(単位：件)

| No. | 事業名 | 指摘 | 意見 |
|--------------------------|----------------------|----|----|
| 第5章 監査の結果及び意見（各論） | | | |
| 第1. 国内外の観光需要の取り込み | | | |
| 1 | モヤヒルズオートキャンプ活性化事業 | - | 1 |
| 2 | 道の駅ユーサ浅虫管理運営事業 | 3 | - |
| 3 | 幸畑墓苑管理運営事業 | 2 | 2 |
| 4 | モヤヒルズ管理運営事業 | 2 | 2 |
| 5 | 自然資源活用型観光振興事業 | 1 | 1 |
| 6 | 文化観光交流施設運営管理事業 | 1 | 5 |
| 7 | 港湾文化交流施設整備事業 | - | 1 |
| 8 | MICE誘致・開催支援 | - | 1 |
| 9 | 観光交流サポーター運営事業 | - | 1 |
| 10 | 青森市観光交流情報センター管理運営事業 | 2 | 1 |
| 11 | 観光ガイド育成・運営事業 | | |
| 12 | 港湾振興に関する事業 | - | - |
| 13 | クルーズ船ポートセールス事業 | - | 1 |
| 14 | みなとまち・あおもり誕生400年推進事業 | - | 1 |
| 15 | 浅虫海づり公園運営管理事業 | 1 | 7 |
| 16 | 浪岡観光振興事業 | - | - |
| 17 | 北畠まつり開催支援事業 | - | 1 |
| 18 | 道の駅アップルヒル管理運営事業（ハード） | 3 | 4 |
| 19 | 浪岡駅周辺施設管理運営事業 | 2 | - |
| 第2. 連携や交流による地域活力の強化 | | | |

| No. | 事業名 | 指摘 | 意見 |
|--------------------|-----------------------------|-----------|-----------|
| 20 | 青函ツインシティ推進事業 | - | 1 |
| 21 | 地域おこし協力隊活動支援事業 | - | - |
| 22 | 青森市移住促進事業（補助金） | - | 1 |
| 23 | 新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業 | - | 1 |
| 24 | むつ湾広域連携事業（負担金） | - | 1 |
| 25 | 連携中枢都市圏推進事務（連携） | 1 | - |
| 26 | 公民連携推進事業 | - | 1 |
| 27 | 地域おこし協力隊活動支援事業（就農隊員） | - | - |
| 28 | 地域おこし協力隊活動支援事業（浪岡） | 1 | 1 |
| 29 | 浪岡地区移住・定住促進事業 | | |
| 30 | 国内交流推進費（浪岡） | - | - |
| 31 | 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（補助金） | - | 1 |
| 32 | 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業（学生寮管理運営） | - | 1 |
| 33 | 縄文都市交流事業 | - | - |
| 第6章 措置状況の監査 | | - | 1 |
| 合計 | | 19 | 38 |

※ 報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、今後、措置することが必要であると判断した事項である。主に、法規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱、契約等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第2. 監査の結果及び意見の概要

指摘事項及び意見の概要は下表のとおりである。

なお、表中の「重要度」に「○」が付されている指摘事項及び意見は、法規性の観点から誤謬等の影響が大きいと監査人が判断した事項、若しくは有効性・効率性・経済性・透明性確保の観点から措置による市及び市民へのメリットが大きいと監査人が判断した事項である。特に迅速かつ適切に対応されることを望む。

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|---------------------------|-----|-------------------------------|--|
| 1 | モヤヒルズ オートキャンプ活性化 事業 | | 【意見1】補助対象経費の確認方法の見直し | 補助金精算において、一部経費の妥当性確認が領収書等の客観的証憑によらず、口頭ヒアリングのみで行われていた。不正の意図は認められないものの、特定の支出のみ確認方法を簡略化することは事務の公平性を損なうおそれがある。金額の多寡にかかわらず、全ての支出に対し取引内容を確認できる書類の提出を徹底することが望ましい。 |
| 2 | 道の駅ユー サ浅虫管理 運営事業 | | 【指摘事項1】貸与物品の管理について | 貸与備品の現物調査の結果、台帳への記載漏れや管理ラベルの未貼付が判明した。数年にわたり実地棚卸による実態把握がなされておらず、管理業務の形骸化が認められる。市は貸付一覧を速やかに適正化するとともに、指定管理者による棚卸への立会確認を行うなど、公有財産の適切な管理体制を再構築する必要がある。 |
| 3 | 道の駅ユー サ浅虫管理 運営事業 | | 【指摘事項2】指定管理事業と自主事業の経費負担について | ユーサ浅虫の光熱費精算において、自主事業分が使用量と面積による二重負担となっており、計算根拠を定めた文書も存在しない。利用料金制の導入により全体の収支に直接の影響はないものの、指定管理事業を正しく評価するには適切な区分損益計算が不可欠である。過去の慣例を排し、合理的根拠に基づく明確な負担ルールを協議・策定すべきである。 |
| 4 | 道の駅ユー サ浅虫管理 運営事業 | ○ | 【指摘事項3】実態と乖離した業務用施設使用料の徴収について | 指定管理者が負担する施設利用料金において、現在は不使用のマッサージ室が算定面積に含まれており、過大請求が生じている。これは仕様書の規定にも反する状態である。過年度の金額を漫然と踏襲するのではなく、新たな協定期間の開始時など、実態に合わせて算定根拠を適宜見直し、仕様書との乖離を是正すべきである。 |
| 5 | 幸畑墓苑管 理運営事業 | | 【指摘事項4】貸与物品の管理について | 市が指定管理者に無償貸与する備品等の実地調査において、全103点のうち13点の減失が判明した。数年前から所在不明であったが、市・指定管理者双方で棚卸が実施されず、管理台帳も放置されていた。仕様書に基づく点検業務の形骸化は重大な不備であり、市は指定管理者の棚卸へ立ち会うなど実効性のある指導を徹底すべきである。 |
| 6 | 幸畑墓苑管 理運営事業 | | 【指摘事項5】適切な会計帳簿書類の保管について | 現金支払に係る証憑を確認したところ、領収書の紛失により支払事実が確認できない事例や、領収日付の欠落により会計期間の帰属が判断できない不適切な事例が判明した。現金支出は領収書がなければ支払の証明が困難である。適切な収支計算の実施に向け、証憑の入手・保管を徹底し、会計処理の客観性を |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|-------------|-----|--------------------|---|
| | | | | 確保すべきである。 |
| 7 | 幸畑墓苑管理運営事業 | | 【意見2】閉館時間の短縮検討について | 直近2年間の時間別来館者数を調査した結果、閉館前1時間の利用が極めて少ない実態が判明した。特に夏季は来館者が僅少な時間帯を、法定労働時間を超える残業対応で運営しており、非効率な状況にある。公共性を考慮しつつも、条例に基づき入館者の利便性と運営効率を慎重に再検討し、閉館時間の短縮を議論することが望ましい。 |
| 8 | 幸畑墓苑管理運営事業 | | 【意見3】収蔵庫内物品の管理について | 収蔵庫の現物確認を行った結果、消費税率改定前の旧チケットが段ボール一箱分保管されるなど、使用見込みのない物品の放置が判明した。限られた収蔵スペースには未展示品も多く、効率的な空間利用が求められる。不用な物品を漫然と保持し続ける必要はなく、適時適切な整理整頓を徹底し、管理の適正化を図ることが望ましい。 |
| 9 | モヤヒルズ管理運営事業 | | 【指摘事項6】適格請求書保存の不備 | 指定管理業務における消費税の仕入税額控除の適用状況を確認したところ、QRコード決済手数料に係る適格請求書（インボイス）の保存漏れが判明した。これは経理担当者の制度理解不足に起因するものであり、仕様書で定められた関係法令の遵守が不十分な状態であった。指摘後、速やかに保存対応がなされたが、今後は関係法令に基づき、インボイスの適切な受領・保管を徹底し、会計処理の適正化を期すべきである。 |
| 10 | モヤヒルズ管理運営事業 | | 【指摘事項7】備品シールの未貼付 | 市が指定管理者に貸与する備品の現物調査を行った結果、診察台や芝刈機等に備品シールが貼付されていない事例が確認された。施設内には市と指定管理者の備品が混在しているため、シールの貼付は所有権の特定と適切な管理を行う上で不可欠である。貼付を徹底するとともに、定期的な現物確認を行い、管理体制を強化すべきである。 |
| 11 | モヤヒルズ管理運営事業 | | 【意見4】貸付備品一覧の整備について | 市が貸与する備品リストの更新作業について、管理マニュアル等が整備されておらず、業務が特定の担当者に依存する「属人化」の状態にある。また、過去に市から備品シールが提供されなかった事例も確認された。適正管理や円滑な業務引継ぎの観点から、市は指定管理者と協力し、次回の公募時までにはリストの整備状況を含めた備品管理体制全般を抜本的に見直すことが望ましい。 |
| 12 | モヤヒルズ管理運営事業 | | 【意見5】指定管理業務仕様書の | 指定管理業務仕様書の「施設概要」には管理棟2階の「浴室」が記載されているが、長らく故障・不使用 |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|----------------|-----|--|--|
| | 業 | | 記載内容の見直し | の状態にあり、現状は使用不能である。公募資料において実態と異なる記載がなされることは、応募事業者の適正な現状把握を妨げる要因となる。市は次回の公募に際し、現況を正確に反映するよう仕様書の記載内容を精査・見直し、情報の適正化を図ることが望ましい。 |
| 13 | 自然資源活用型観光振興事業 | | 【指摘事項8】決算書の記載誤りについて | 市が事務局を務める協議会の決算書において、本会計・特別会計ともに計上漏れや二重計上等の誤りが複数判明した。預金残高との照合の結果、不正の意図は認められないものの、基本となる決算数値の誤りは事務の説明責任を損なうものである。今後は確認体制を強化し、正確な決算書を作成することで、会計処理の正確性と組織としての信頼性を確保すべきである |
| 14 | 自然資源活用型観光振興事業 | | 【意見6】決算書と預金通帳の整合性確認の実施 | 決算書の誤りは、単式簿記による作成や、預金残高との整合性確認の欠如が原因と考えられる。現状の放置は説明責任を損なうだけでなく、不正リスクを増大させる。本会計・特別会計ともに口座は一つであり、未払金等を加減算した理論上の残高と決算数値は一致すべきである。最低限、通帳残高との突合を必須とし、会計処理の正確性と透明性を確保すべきである。 |
| 15 | 文化観光交流施設運営管理事業 | | 【指摘事項9】計算書類間の不一致及び市のモニタリング体制について | 指定管理者の収支決算書が、実支出額や他の計算書類と整合しないまま受理されており、市のモニタリング体制に課題がある。背景には精算に伴う覚書締結の遅延や事務の煩雑さがあるが、今後は速やかな契約変更による正確な書類作成と、市による厳格な確認が不可欠だ。予算策定の精度を高め、事務の効率化と適正な会計管理の両立を期待する。 |
| 16 | 文化観光交流施設運営管理事業 | ○ | 【意見7】指定管理料に関する募集要項と実態の乖離及び情報開示の適正化について | 募集要項で「指定管理料は原則不支給」としながら、実際には毎年度多額の支払いが継続しており、公募内容と運用の実態が乖離している。この情報の非対称性は、実績を熟知する既存業者に対し新規参入者を著しく不利にさせ、競争の公平性を損なう。市は過去の支払実績や特別な事情の具体例を明示し、実態に即した透明性の高い公募条件を整備すべきである。 |
| 17 | 文化観光交流施設運営管理事業 | ○ | 【意見8】指定管理者による施設賠償責任保険への加入原則と募 | 市の基本方針では、事故発生時の補償確保と市の求償不能リスク回避のため、施設賠償責任保険への加入を「原則」としている。しかし、募集要項では「推奨」に留まっており、現場の運用と方針が乖離して |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|----------------|-----|--|--|
| | | | 集要項の整合性について | いる。高額賠償発生時に指定管理者の資力が不足していれば、市民への補償遅延や市税による負担転嫁を招くおそれがある。市はリスク管理の観点から、保険加入の義務化や補償限度額の明記など、実効性のある措置を講じることが望ましい。 |
| 18 | 文化観光交流施設運営管理事業 | | 【意見 9】管理運営仕様書の簡素化と成果重視のモニタリング体制への転換について | 業務仕様書で事業回数等の詳細な数値を義務付けているが、市の確認が不十分でモニタリングが形骸化している。過度な制約は、利用料金制下での機動的な運営や民間ノウハウの活用を阻害し、双方の事務負担も増大させる。今後は「プロセスの回数」ではなく「成果（アウトカム）」を重視した評価軸へ転換し、指定管理者の主体性を引き出す柔軟な管理体制を構築することが望ましい。 |
| 19 | 文化観光交流施設運営管理事業 | | 【意見 10】収支決算書の確認体制の整備及び検証証跡の保存について | 市と指定管理者の協定には、収支差額（黒字）の一定割合を市に納付する規定があるが、市が指定管理者の会計帳簿（総勘定元帳等）を直接確認し、決算の正確性や経費の妥当性を検証した形跡が認められない。このままでは市歳入の根拠となる納付額の妥当性を客観的に担保できず、公会計管理上のリスクがある。市は実地検査や書類点検を定期的を実施し、確認の証跡（チェックリスト等）を保存するなど、監督責任を適切に果たすべきである。 |
| 20 | 文化観光交流施設運営管理事業 | | 【意見 11】インバウンド需要の捕捉による収益最大化と二層性料金制の導入検討について | 入館者数が大幅に回復し、特にインバウンド需要が急増している。施設維持管理への市税投入や市民負担を考慮し、外国人観光客に適切な対価を求める「二層性料金制」の導入を検討すべきである。増収分を市へ還元しつつ、多機能自動券売機の導入により受付の混雑緩和と省力化を図るなど、インバウンドを戦略的に活用した収益最大化と、市民の利便性確保を両立させる施策を具体化することが望ましい。 |
| 21 | 港湾文化交流施設整備事業 | ○ | 【意見 12】施設の老朽化に伴う計画的な修繕計画の策定及び予算措置の適正化について | 32年間使用され推奨時期を大幅に超過した暖房設備が故障し、緊急更新を余儀なくされた。3年前の点検で異常を把握しながら放置した結果、テナントへの応急対応が発生しており、事後保全に偏った管理は重大なリスクを伴う。故障を予測できた状況での予算措置や計画的更新の欠如は、管理責任の不履行と言わざるを得ない。点検結果を予算に反映させ、重要設備の計画的更新を徹底する体制を構築することが望ましい。 |
| 22 | MICE 誘致・開催支援 | | 【意見 13】MICE 開催事業補助金 | 本補助金の単価は平成 30 年度から据え置かれており、物価高騰や誘致競争の激化といった環境変化に |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|----------------------------------|-----|---|--|
| | | | における単価設定の検証と記録について | 即した妥当性の検討がなされていない。長期間の据え置きは施策の魅力低下を招くおそれがある。今後は予算策定ごとに他自治体の水準や市場動向を調査・比較し、単価設定の根拠や検討過程を文書として記録すべきである。戦略的な水準設定に努め、その妥当性を説明できる体制を整えることが望ましい。 |
| 23 | 観光交流サポーター運営事業 | | 【意見 14】観光交流サポーターの活動活性化に向けたニーズ把握と施策改善について | 登録サポーター数が目標の 60 名に届かない約 40 名に留まり、活動への参加率も低迷している。現行のインセンティブは十分な効果を上げておらず、活動の形骸化が懸念される。参加意欲を高めるため、アンケート等でニーズを正確に把握し、サポーターと共に改善策を検討するプロセスを導入すべきである。当事者意識を醸成しながら、ニーズに即した柔軟な運営改善により参加率向上を図ることが望ましい。 |
| 24 | 青森市観光交流情報センター管理運営事業、観光ガイド育成・運営事業 | | 【指摘事項 10】備品類の管理について | 仕様書で義務付けられているにもかかわらず、指定管理者による備品台帳の作成・管理が行われていない。現物調査の結果、椅子やベンチの数量が一覧表と乖離しており、市の追加貸与や他所への搬出状況が台帳に反映されないまま放置されている。数量の不一致は、管理の形骸化を招く。市は指定管理者に対し、速やかに管理台帳を整備させ、現物と連動した適正な備品管理を徹底するよう強く指導すべきである。 |
| 25 | 青森市観光交流情報センター管理運営事業、観光ガイド育成・運営事業 | ○ | 【指摘事項 11】収支決算書の検証について | 指定管理業務の事業報告において、協定書で義務付けられた「収支決算書」が提出されず、暫定数値による「精算書」のみで承認が行われている。精算書は多くの費目が予算額のまま計上されており、確定決算額との間に多数の差異が生じている。市が最終的な収支を把握せず承認することは、監督責任の放棄に等しい。今後は決算数値の確定後、速やかに収支決算書を提出させ、厳正な検証を行うべきである。 |
| 26 | 青森市観光交流情報センター管理運営事業、観光ガイド育成・運営事業 | | 【意見 15】指定管理者と所管部署のコミュニケーションについて（主に指定管理者の要望に対する市の対応） | 仕様書に基づき市側が評価・助言を行う一方向の伝達が主となっており、指定管理者が抱える現場の切実な要望（老朽化対策、人手不足、安全確保等）を市が十分に把握できていない。口頭ベースの要望も多く、対応の可否や経緯が不明確なため、双方の認識に乖離が生じている。今後は要望の書面化を促し、市としての検討結果を丁寧に回答・記録する双方向のコミュニケーション体制を構築することが望まし |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|---------------------|-----|---------------------------------------|---|
| | | | | い。特に収益増が見込めない業務において、指定管理者の意欲低下や応募断念を防ぐための積極的な対話が不可欠である。 |
| 27 | クルーズ船ポートセールス事業 | | 【意見 16】重要な施策としての出張復命書における評価・検証の充実について | クルーズ船誘致のトップセールスに係る復命書が、形式的な実施記録に留まっている。多額の公金を投じる重要な施策において、事業の継続性判断や運営面の事後評価が欠如していることは、組織的な知見の逸失に等しい。今後は、訪問の費用対効果や実施体制の妥当性、運営上の改善点を明記した「評価・改善型」の記録を作成すべきである。検証結果を蓄積・共有することで、施策の有効性向上と次年度以降の予算の妥当性担保を図ることが望ましい。 |
| 28 | みなとまち・あおり誕生400年推進事業 | | 【意見 17】複数年度にわたる大規模プロジェクトの全体予算管理について | 3 か年で1億円を超える大型事業でありながら、年度ごとに単年度予算として申請されており、開始時に全期間の総予算額や財政的検討プロセスが示されていない。全体像が不明瞭なまま予算が積み上がる現状は、事業の有効性評価を困難にし、財政運営の計画性を欠く。継続費等の措置を講じない場合でも、計画資料に総額の見込額を明記して可視化すべきである。全体規模との整合性を検証し、戦略的かつ効率的な予算管理体制を構築することを求める。 |
| 29 | 浅虫海づり公園運営管理事業 | ○ | 【指摘事項 12】自主事業の実施内容・収支等の適切な把握について | 募集要項で自主事業は市の事前承認と収支報告が義務付けられ、利益の帰属は協議事項とされているが、市は実施状況や収支の報告を受けていない。これにより、利益の市民還元や業務への支障の有無を判断するルールが形骸化している。市は、物販等の自主事業について詳細な報告を求め、施設目的に対する妥当性や収益の帰属を適切に評価・協議すべきである。また、利用者の利便性向上に資する事業の促進など、施策の有効性評価にも活用されたい。 |
| 30 | 浅虫海づり公園運営管理事業 | | 【意見 18】海づり公園における高齢者減免制度の周知について | 70歳以上の利用料が全額免除となる「高齢者減免制度」について、令和6年度の利用実績が0件であった。相当数の高齢利用者が存在すると推察される中、HPや窓口に減免の記載・掲示がなく、周知不足が主な要因と考えられる。高齢者の健康増進という制度目的を果たすため、市は公式HPへの明記や管理棟への案内掲示を徹底し、対象者が適切に制度を利用できるよう周知体制を早急に改善することが望ましい。 |
| 31 | 浅虫海づり公園運営管 | | 【意見 19】減免申請書における | 海づり公園の利用料減免申請において、減免理由が未記載のまま受理されている事例が1件認められ |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|---------------|-----|--|---|
| | 理事業 | | 減免理由記載の徹底について | た。減免の妥当性を担保し、市民への説明責任を果たすためには、申請書に減免事由を漏れなく記載させることが不可欠である。本件はケアレスミスと判断されるが、市は事後確認や不正防止の観点から、受付時の確認体制を徹底し、形式要件を充足した適正な事務手続きを継続すべきである。 |
| 32 | 浅虫海づり公園運営管理事業 | | 【意見 20】入園者増加施策について（利用者ニーズの把握について） | 海づり公園の入園者数は5年間で約49%減少し、全国的な釣り人口の減少率（約24%）を大きく上回る深刻な状況にある。現状、利用者ニーズの把握は口頭のみで、日報等への記録や客観的なアンケート調査も行われておらず、課題が可視化されていない。指定管理者は事業計画にある「ニーズ把握」を具現化し、文書化されたデータに基づき市と改善策を協議すべきである。低コストで実施可能なアンケート等を導入し、突出した利用者減少の個別要因を早期に特定・改善することを求めたい。 |
| 33 | 浅虫海づり公園運営管理事業 | | 【意見 21】入園者増加施策について（釣果情報のインターネットでの提供について） | 仕様書で「ホームページ等を活用した釣果情報の提供」が定められているにもかかわらず、現在は電話や現地掲示のみで、インターネット上の情報発信が行われていない。他自治体の類似施設では全施設がネット公開しており、釣行マインドの醸成や準備の利便性向上に直結している。現地掲示板の写真をSNSに投稿する手法であれば追加コストはほぼ発生しない。入園者増に向け、早急にネットでの釣果発信を開始することが望ましい。 |
| 34 | 浅虫海づり公園運営管理事業 | | 【意見 22】入園者増加施策について（早朝開園について） | 海づり公園の開園時間は午前9時だが、多くの有料釣り施設は好釣果が望める午前5～7時に開場している。魚の活性が高い「朝まづめ」や猛暑回避の観点から早朝開園のニーズは高く、近隣宿泊客向けのアクティビティとしての需要も見込まれる。人件費増への対策として、利用の少ない平日を休園日とする代わりに連休等の特定日に優先実施するなど、弾力的な運用による早朝開園の検討を求めたい。 |
| 35 | 浅虫海づり公園運営管理事業 | | 【意見 23】入園者増加施策について（釣り仕掛け販売について） | 計画されていた「仕掛けの販売」が行われておらず、貸し竿付属の簡素な仕掛けでは魚種に応じた対応が困難である。近隣に釣具店がない中、サベキ釣り等の効果的な仕掛けを販売することは、初心者や観光客の釣果向上と満足度確保に直結する。仕掛けは安価で長期保存が可能なため、自主事業としての収益性も高い。入園者の利便性向上とリピーター確保のため、ニーズに即した仕掛け販売の実施を検討する |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|----------------------|-----|-------------------------------------|--|
| | | | | ことが望ましい。 |
| 36 | 浅虫海づり公園運営管理事業 | | 【意見 24】入園者増加施策について（ホームページ情報の充実について） | 海づり公園のホームページは情報が不足しており、利用者の利便性向上に向けた内容の充実が必要である。現状、利用料の減免要件や、男女別水洗トイレ・水道・自販機などの設備、救命胴衣やバケツ、大型魚用のタモ網の無料レンタルといった重要なサービス内容が記載されていない。また、氷の提供や販売している餌の種類、仕掛け販売の有無なども明記すべきである。来園前の不安を解消し、魅力を正しく伝えるため、これらの詳細情報を網羅的に掲載することを検討されたい。 |
| 37 | 北畠まつり開催支援事業 | | 【意見 25】補助金等チェックシートの運用について | 前年度の指摘を受け内容が変更された「補助金等チェックシート」が、令和4年度から数年間ほぼ同一の内容で作成されており、極めて形式的な運用に陥っている。社会情勢や事業内容の変化が反映されておらず、評価理由の不透明さも相まって、PDCAサイクルが機能していない。チェックシートを形骸化させず、本来の制度改善ツールとして機能させるためには、各年度の具体的な実績に基づく評価理由の明記を必須とすべきである。また、財政課はガイドラインを策定するだけでなく、実効性のある検証が行われているか審査・指導機能を強化することが望ましい。 |
| 38 | 道の駅アップルヒル管理運営事業（ハード） | ○ | 【指摘事項 13】管理運営業務に係る収支の状況の未入手について | アップルヒルの管理運営は営利・非営利の両部門で構成され、協定書では業務全体の収支報告が義務付けられている。しかし、実際には非営利部門の報告のみで、営利部門の収支を市が把握していない状況にある。全体収支が見えないままでは、支出している指定管理料の妥当性を評価できず、制度の透明性も確保できない。今後は、報告すべき資料リストとの照合を徹底するなど、業務全体の収支を網羅的に入手・検証できる体制を早急に整備し、適正な運用を確保すべきである。 |
| 39 | 道の駅アップルヒル管理運営事業（ハード） | | 【指摘事項 14】月次報告に係る出納管理簿の未入手について | 仕様書で義務付けられているにもかかわらず、月次報告において金銭の出納管理状況が提出されておらず、市もこれを入手していなかった。金銭出納の把握は、業務の収支や資金の流れを監督する上で不可欠な要素である。この欠落は、指定管理業務に対する適正な監督の実効性を損なうものである。今後は、月次報告の提出資料リストとの照合を徹底するなど、必要な資料を確実に収集・確認し、月次の収支状 |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|--------------------------|-----|-----------------------------------|--|
| | | | | 況を適切に把握できる体制を構築すべきである。 |
| 40 | 道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード) | | 【指摘事項 15】 破損備品の放置及び報告手続の不備について | 市が貸与した備品（除雪機やソフトクリーム製造機等）が破損したまま、財務規則に基づく返納処分等の手続を経ずに施設内に放置されている。所管部署は口頭で把握しつつも書面報告を受けておらず、物品管理の正確性と透明性が損なわれている。規則違反の状態を解消するため、指定管理者と連携して速やかに適正な廃棄・更新手続を行うとともに、破損時の報告フローを徹底し、財産管理上のリスクを低減すべきである。 |
| 41 | 道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード) | | 【意見 26】貸出備品に係る備品管理シールの未更新について | 市が貸与している備品に旧版の管理シールが貼られたままとなっており、現行体系との不一致が生じている。システム上で照合可能とはいえ、現場に即時確認できる対応表がなく、識別に手間を要する現状は、管理事務の効率性と正確性を損なう要因となる。資産の所在・状況を迅速に把握できるよう、旧番号と現番号の対応表を整備し、確認手順を明確化するなど、実務負担の軽減と備品管理の適正化を図ることが望ましい。 |
| 42 | 道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード) | | 【意見 27】決算書資料の記載項目の整理について | 指定管理者から提出される決算書の様式や項目がバラバラで、確認作業の効率性や理解の難易度に差が生じている。現状、市はフォーマットを定めておらず、担当部署も指定管理者ごとの構成に従っているが、これでは年度間の連続性や必要情報の網羅性を担保しにくい。確認事務の標準化と透明性確保のため、市として最低限必要な記載項目を整理し、共通の参考様式を整備するなど、適正な監督体制を整えることが望ましい。 |
| 43 | 道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード) | | 【意見 28】決算書提出期限の明確化について | 指定管理者の決算書について、固有の提出期限が明確に定められておらず、月次報告の期限を流用している実態が確認された。決算書は年間実績を総括する重要資料であり、期限が不明確では事後の検証や改善に支障をきたすおそれがある。また、報告の正確性を担保するためには、精査に必要な期間の確保も重要である。事務の確実性と信頼性を向上させるため、月次報告とは別に、作業実態を考慮した適切な提出期限を明確に指定すべきである。 |
| 44 | 道の駅アップルヒル管理運営事業 (ハード) | ○ | 【意見 29】指定管理に係る決裁日付の適正な記録について | 精算書に添付される事業報告書を4月以降に入手しているにもかかわらず、システムの仕様により決裁日が「3月31日」と登録され、実態と乖離している。決裁日は事務処理の時期を証明する重要な記録であ |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|----------------|-----|---|--|
| | | | | り、日付が不正確な現状は、公文書としての正確性や透明性を損なうおそれがある。事務の適正性を担保するため、実際の処理日を正しく反映できるよう、システム設定の見直しや運用方法の改善を検討すべきである。 |
| 45 | 浪岡駅周辺施設管理運営事業 | | 【指摘事項 16】経費精算について | 電気料等の超過分を市が追加支給しているが、覚書には「余剰金の返還」規定はあるものの「超過分の支給」に関する明確な規定がない。現在は都度の個別対応で補っている状態であり、制度の整合性や透明性に欠け、財務執行の適正性に懸念がある。今後は、協定書や仕様書を見直し、予算超過時の費用負担ルールを明文化すべきである。契約に基づいた統一的な運用を徹底し、財務処理の適正化を図ることを求める。 |
| 46 | 浪岡駅周辺施設管理運営事業 | | 【指摘事項 17】繰越金の誤処理について | 令和6年度決算において、前年度からの繰越額が一致しない重大な会計ミスが確認された。原因は、指定管理者が負担すべき修繕費を誤って公金から支出し、その修正時に「繰越金」を直接操作したことにある。本来、確定済みの繰越金が当年度の処理で変動することはあり得ない。決算まで不整合が放置された現状は、市と管理者のチェック機能不全を露呈している。今後は、会計処理の適正化を徹底し、決算数値の妥当性を複数人で検証する体制を整備して、予算執行の信頼性を確保すべきである。 |
| 47 | 青函ツインシティ推進事業 | | 【意見 30】津軽海峡エリア料理人フォーラムへの負担金支出に伴う事業効果の検証について | 本事業は、民間分野の知見蓄積等を通じた間接的な効果を期待するものであり、市への直接的な効用を定量化することは容易ではない。しかし、公金支出の妥当性を円滑に説明するためにも、開催後に民間レベルでどのような具体的な取組が進展したかフォローアップを行い、その状況を客観的に検証・記録しておくことが望まれる。 |
| 48 | 青森市移住促進事業(補助金) | | 【意見 31】移住促進事業補助金の確定申告について | 青森市移住支援金は、所得税法上の「一時所得」に該当し、受給した市民には確定申告や住民税申告の義務が生じる場合がある。現在、市はこれら税務上の注意点を口頭で伝えるに留まっており、移住者の理解不足による申告漏れが懸念される。本事業では交付要件に「市税の完納」を掲げていることから、市には一層の丁寧な説明が求められる。今後は、税務署への確認を促す内容や、市窓口での相談案内等を含めた「書面」による周知を徹底し、移住者が不利益を被らないよう適切な情報提供を行うことが望まし |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|----------------------------------|-----|---|--|
| | | | | い。 |
| 49 | 新しい働き方担い手誘致・東青地域移住促進事業 | | 【意見 32】東青地域移住促進事業における SNS 活用と体験事業の連動性向上について | SNS 発信の目標達成は評価できるが、移住体験を定住に繋げるには戦略的な連動が重要である。今後は投稿数に加え、閲覧数等の指標で発信内容を最適化し、認知から体験へ円滑に誘導することが望ましい。また、体験後も空き家情報の提供等の既存施策を個別に最適化して継続し、きめ細やかなフォローで関係人口の定住化を促す工夫を期待したい。 |
| 50 | むつ湾広域連携事業(負担金) | | 【意見 33】「むつ湾フォーラム」における具体的成果の検証と広域連携の深化について | 気候変動がむつ湾沿岸地域の環境に与える影響が深刻化する中、4 回目を迎えた「むつ湾フォーラム」には、意識啓発に留まらない実効性が求められる。今後は開催を目的化せず、各自治体の実行計画や削減実績の共有、共同アクションの模索など広域連携を深化させるとともに、参加者の行動変容や削減効果を客観的に検証・記録することが望ましい。 |
| 51 | 連携中枢都市圏推進事務(連携) | | 【指摘事項 18】連携事業数(実績値)のカウント方法について | 成果指標である連携事業数の算定において、令和 3 年度の事業統合後も旧事業が重複してカウントされていた。事業評価の客観性を高めるため、統合等の実態に合わせ、測定方法を適時見直すことが必要である。なお、実態に即して再計算した結果、いずれの年度も目標値を達成しており、広域連携事業は着実に推進されていることが確認された。 |
| 52 | 公民連携推進事業 | | 【意見 34】公民連携に向けた外部提案の管理と検討プロセスの可視化について | 展示会等を契機として一部の事業者から得られた具体的な民間提案について、担当部局との協議内容や採否の判断過程が記録されておらず、組織的な知見の蓄積に課題がある。検討経緯が不明確な現状では、担当者の異動による情報の断絶や、類似検討の重複といった非効率を招くリスクがある。外部の先進事例を確実に行政サービスへ還元するため、協議要旨や見送り理由の記録を作成し保存すべきである。また、即時の事業化が困難な提案も「ナレッジベース」として整理し、将来の課題解決時に迅速に参照・活用できる体制を整えることが望ましい。 |
| 53 | 地域おこし協力隊活動支援事業(浪岡)、浪岡地区移住・定住促進事業 | | 【指摘事項 19】浪岡地区移住・定住促進協議会の文書保存期間について | 協議会の事務局を市が担い、活動資金もほぼ全額市からの負担金で賄われている現状、市が直接事業を行う場合と同等の説明責任が求められる。しかし、協議会の文書保存期間は「最長 5 年」と、市の「永年・10 年」等と比較して著しく短期であり、公益性や公金支出の透明性を担保するには不十分である。特に重要規程や決算、契約書類が早期に破棄される運用は、事後の検証を困難にするリスクが高い。今 |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|----------------------------------|-----|------------------------------------|--|
| | | | | 後は、市民への説明責任を果たすため、協議会の処務規程を見直し、文書保存期間を市の基準と同水準まで延長するなど、適正文書管理体制を整備すべきである。 |
| 54 | 地域おこし協力隊活動支援事業(浪岡)、浪岡地区移住・定住促進事業 | | 【意見 35】協議会における工事契約の業者選定方法について | 協議会が実施した 374 万円のリノベーション工事において、見積競争による業者選定が行われた。これは協議会の現行規定には反しないが、市が直接行う場合には 130 万円を超えるため競争入札が義務付けられる規模である。協議会の活動資金がほぼ公金であり、事務も市が担っている実態に鑑みれば、業者選定には市と同水準の高い透明性と公正性が求められるもの、公金支出の妥当性を担保するため、今後は市に準じた競争入札制度の導入を検討し、選定過程の客観性を高めることが望ましい。 |
| 55 | 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業(補助金) | | 【意見 36】自家用車燃料費に対する補助額について | 自家用車燃料費の補助について、現状は領収書に基づく実費精算が行われているが、この方法は真の実費特定が困難であり、申請額の過不足や事務の煩雑さを招くおそれがある。市職員の旅費精算では、合理性と簡便性を考慮し「走行距離に応じた定額支給(1km37円)」が採用されている。本補助金においても、経路の合理性を担保した上で、実費領収書の提出を求めるのではなく、自宅から目的地までの走行距離に単価を乗じた計算方法へ変更すべきである。これにより、公平性の確保と事務負担の軽減を図り、適正な予算執行を推進することを求めたい。 |
| 56 | 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業(学生寮管理運営) | ○ | 【意見 37】学生寮の将来ビジョンの早期策定について | 浪岡高校の閉校決定により、同校存続を前提とした学生寮の設置意義が揺らいでいる。年間約 1,784 万円の公費負担に対し、入寮者減少や通学の遠隔性、将来の指導体制への不安など、コストに見合う公益性の確保が課題である。市は、市民へのメリットと負担を再検証し、存続や転用を含めた将来ビジョンを早期に策定すべきである。また、現在の入寮者が不利益を被らないよう、卒業までの指導体制を責任もって保障するとともに、市民や入寮希望者への丁寧な説明を行うことが望ましい。 |
| 57 | 措置状況の監査 | ○ | 【意見 38】措置状況報告における定義の明確化と実効性の確保について | 監査結果に対する「措置状況」の多くが「改善済」とされているが、精査すると「検討中」や「現状維持」の表明に留まる不適切な事例が散見される。計画立案のみで完了とみなす現行の運用は、監査制度の形骸化を招き、市民への不正確な報告となるおそれが |

【図表 指摘事項及び意見の概要】

| No. | 事業名 | 重要度 | 指摘事項・意見 | 概要 |
|-----|-----|-----|---------|---|
| | | | | ある。今後は「計画中」と「実施完了」を明確に区別し、全項目が真に改善されるまで継続して進捗を公表する体制へ転換すべきである。また、指摘を採用しない場合も、その合理的根拠を明示して「現行運用継続」等と正しく開示することを求める。具体的施策が実行され、効果が発生した段階を「措置」と再定義し、実効性ある改善を徹底されたい。 |

以上